

平成26年度 第2回 中間市子ども・子育て会議

日時	平成26年9月30日(金) 13:30~15:00
場所	なかまハーモニーホール二階 特別会議室
出席者	委員 : 倉光会長、岩丸委員、片平委員、久内委員、五郎丸委員、下川委員、川口委員、熊谷委員、上村委員、船津委員、森岡委員 事務局 コンサルタント: 西日本リサーチ・センター
議事次第	1. 開会 2. 議題 (1) 中間市子ども・子育て支援事業計画について (2) 子ども・子育て支援新制度に係る中間市の条例・規則について (3) その他 3. 閉会
議事	
事務局	1. 開会 皆さま、お疲れ様です。定刻になりましたので、第2回中間市子ども・子育て会議を始めさせていただきます。その前に今回会場が急遽変更になりましたことを深くお詫び申し上げます。早速ですが、会長、会議の進行をお願いいたします。
会長	みなさん、こんにちは。それでは会議を始めさせていただきます。事務局より(1)中間市子ども・子育て支援事業計画についてのご説明をお願いいたします。
事務局	2. 議題 (1) 中間市子ども・子育て支援事業計画について (計画素案第1章から第4章について説明) 第1章から第4章について、大変簡単ではございますがご報告をさせていただきました。ここまでご報告を差し上げた中で、一旦、委員の皆さまのご意見・ご質問等を頂戴したいと考えておりますので、会議の進行を会長にお願いしたいと思います。
会長	ただ今、事務局からご説明がございましたが、これにつきましてご意見のある方はお願いいたします。
委員	54ページの④一時預かりの充実で“実施を充実します”とご説明がありましたが、現在というのは、施設型給付を受ける場合の現在の予定ということですよ。その確認をお願いしたいのですが。
事務局	現在という記載がわからないのですが、施設型給付をする施設に対する指導というのは中間市がすることになりますので、その部分で充実をしたいということを述べています。
委員	そこについては普通に読んでいくと幼稚園かと思われるのですが、基本的にそここのところの区別をきちんとしておかないといけないと思います。これから先の問題かもしれませんが、文言の整理をやっておかないといけないと思います。特定保育教育施設

	<p>というのも新制度、施設型給付のことを指しているとは理解していいのですか。</p>
事務局	<p>おっしゃるとおり、特定というのは、施設型給付を受ける教育保育施設のことです。</p>
会長	<p>ほかにご意見はございませんか。 (意見なし) それでは次に中間市子ども・子育て支援事業計画の第5章についてお願いします。</p>
事務局	<p>(計画素案第5章について説明) ここで、一旦、子育て支援事業計画についての説明を終わらせていただきます。</p>
会長	<p>それでは、中間市子ども・子育て事業計画の量の見込み及び確保方策についてご意見のある方はお願いいたします。</p>
委員	<p>66 ページに、地域子ども・子育て支援事業の内容が 13 事業中 11 事業あげられています。国の方では、⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業、⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業があります。これは新規の事業なのですが、中間市の考え方としては⑫と⑬を入れないということによろしいですか。確認です。</p>
事務局	<p>前日も同じようにお答えしたと思いますが、現状ある施設等にもがんばっていただければ実現できるという見込みの上で掲載いたしませんでした。</p>
委員	<p>それは 13 番目ですね、12 番目の保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業、これについてはどうですか。</p>
事務局	<p>これについては、まだ内容が詳しくわからない状況となっています。ただし今、ここに書いてありますものについては費用助成を含めるかということも含めて十分に検討しなければいけないことだと思っておりますので、現状やりますよとは申し上げられないということです。</p>
委員	<p>これは今後検討されることもあるということで理解していいですか。</p>
事務局	<p>結構でございます。</p>
委員	<p>大前提として5年間でずっと見直しをしていくということですね。それから、先ほども出たのですが、67 ページの特定教育保育施設が具体的にどういうことかということと、67 ページの2号認定の“満3歳以上”はわかるのですが、“幼稚園等の利用希望が強い子ども”というのは幼稚園型の認定子ども園を指しているかどうかの確認をさせてください。それからその下の“3歳以上の保育所等での保育を希望している子ども”ですが、2号の中でこの2つに分かれている意味がわからないので教えてください。</p>
事務局	<p>特定教育保育施設につきましては委員の質問にもお答えしたように、“特定”がつくものは、市からの施設型給付を受ける、地域型保育事業は市から地域型給付を受ける施設ということでございます。2号認定の中の“保育の必要な事由に該当するが幼稚園等の利用希望が強い子ども”とそうでない子どもがどう違うのかというご質問だと思いますが、これは保護者の意向により、保育を受けるのではなく教育を受けさせたいと希望を強く持っていらっしゃる保護者が相当数いることがアンケートの中でも出てきていますので、その違いです。</p>

委員	それは認定こども園ですか、それとも幼稚園型の認定こども園を指しているのですか。2号認定というのは3歳以上の保育を必要とする子どもですよ。
事務局	おっしゃるとおり、3歳を超えたお子さんで保育の認定が受けられるお子さんということ。保育の認定を受けようと思えば受けられるお子さんです。
委員	幼稚園型、学校教育を求めているということですよ。意味が分からないので教えてください。
事務局	2号認定を受けられる方であっても教育を受けたい方はいらっしゃるわけ。その方たちの数字が“満3歳以上で「保育の必要な事由」に該当するが幼稚園等の利用希望が強い子ども”に出て参りますし、幼稚園等につきましては、いわゆる学校教育だけの幼稚園もありますし、認定こども園もあるということです。
委員	幼稚園型の認定こども園か、認定こども園のことをさしていますかという質問をしたのですが、これは要するに認定こども園のことですよ。保育を受けるといことになれば、保育所型もあるでしょうが、あとは、保育を希望するということは預かり保育であるということなのですか。分けてある状況がよくわからないのです。それから3号認定の地域型保育というのは、これはもちろん市の施設型給付から出るのでしょうか、資格等々も含めて市がどういう基準で質の確保を考えていらっしゃるかを教えてください。
事務局	まず、1つ目のご質問ですが、これは保育だけを受ける児童のことをさしているかわからないというお尋ねですか。
委員	上の段の意味がわからないのです。幼稚園希望ということは、幼稚園型の認定こども園であれば、学校教育と保育ということは常に認定こども園だからです。幼稚園がそのままいくということは2号認定ですか。
事務局	幼稚園の場合は1号認定で、預かりは2号認定です。
委員	これは預かりのことをさしていますか。
事務局	あくまでも保護者の状況から分けたものです。アンケートから出たものです。
委員	中間市の特徴ですか。
事務局	全部一緒です。
委員	私が申し上げたように、これは特別な用語ですよ。一般社会での用語ではないです。保育については保育所、教育という幼稚園と言う。当然、一般社会的には保育園の中でも教育活動はしている、幼稚園中でも保育活動をしているけれども、それは一応なしということで、ここだけの用語として使わないと、最初に申し上げたように言葉の混乱が起きますよということです。
委員	2号認定、3号認定は保育所と認定こども園だろうと思っていたのですが、幼稚園等の利用希望が強いというのはここだけの特徴だろうか。
事務局	何ページですか。

委員	67 ページ以降、確保方策にすべて関わってきます。そこをきれいにしておかないと意味がわからないと思ってお尋ねしています。
事務局	2号認定を受けられる立場にあっても幼稚園に入りたいというお子さんもいらっしゃると思います。2号認定を受けて認定こども園としての学校教育を受けながら保育も受けるというお子さんもおられると思います。そういう方が上の枠に入ってこられるということです。下の枠は保育だけでいいと希望していらっしゃるお子さんということです。
委員	それでもわかりません。希望が強い子どもが2号認定になるのですか。
委員	ある程度、希望を出したということですね。
委員	それはすべて量の確保につながっていくのですね。
委員	そうです。
委員	では、ここだけの使い方ということですか。
委員	その仕組みの中の用語の使い方ということです。
委員	特定地域型保育というのがあるのですね。
事務局	特定地域型保育につきましては、いわゆる家庭的保育事業、一般を含めたところで小規模、事業所内保育などを総称して地域型保育施設と呼ばれております。
会長	確認ですが、委員が先ほどおっしゃいました文言については、こちらの用語集に則ったものをこちらの事業計画に同じ意味として示していると理解してよろしいでしょうか。
委員	2号認定です。そこがひっかかるのです。
会長	2号認定がひっかかるとどういうことになるのですか。何か実現が困難になるということがあるのですか。
委員	2号認定になると長時間と短時間の保育になりますよね。そうするとこの方たちはどうということになるのかがひっかかりますし、66 ページの延長保育のところ、「施設等の開所時間の前後に行う事業であり、教育・保育サービスの区域設定を合わせる」そこもよく意味がみえてこないのです。教育を受けたいというお子さんのことはわかりましたが、保育所に入る人も2号とか3号とかになるわけです。幼稚園型の認定こども園であればわかるのですが…。用語と用語が一緒になったらわからなくなったのですが、わかりやすく教えてください。
事務局	2号認定とここにははっきり書いてありますが、保護者の就労形態から2号の認定が受けられる児童だというふうに考えていただければ理解いただけるのではないかと思います。
委員	左側に書いてあるのは、受けられるという意味ですか。これで認定されると思ったのですが。

事務局	認定をされるということではなく、2号認定を受けられる、1号は保育の認定が受けられないと考えていただければいいと思います。
委員	2号認定の子どもということではなく、認定を受けられる子どもと考えればいいということですね。
事務局	そうです。
会長	その他はいかがでしょうか。
委員	用語で判断していくと理解しにくいところがあります。例えば67ページ、平成26年度の実績として1号認定、2号認定、3号認定と分類されていますが、認定自体は平成27年度からですので、当然これは意向になるのではないかと。実績ではないですね。
事務局	現在、幼稚園もしくは保育園に通っていらっしゃる児童の認定の形態をあてはめた時にこうなりますという実績の数字になります。
委員	実数にアンケートの希望を入れた数字ということですか。
事務局	ここはアンケートではありません。実績でございますので、実際に今、幼稚園、保育園に通っていらっしゃる児童を認定の具合であてはめた時にこうなるという数字でございます。
委員	そうすると、例えば2号認定は預かり保育をさしますが、その理解でよいのですか。
事務局	2号認定は保育所で預かっている3歳以上の児童に加え、預かり保育を幼稚園で行っていただいている数をアンケート調査いたしましたので、その結果を合計しております。
委員	わかりました。
事務局	その他はいかがでしょうか。
委員	70ページの地域子ども・子育て支援事業について。利用者支援事業、これについては市が行うということで、確保の方策に市役所、子育て支援センター、保健センター、さくら保育園と書かれていますが、さくら保育園でも新規の事業をされるということで理解してよいのですか。
事務局	はい、そのとおりでございます。
委員	ということは、さくら保育園で、“あなたはどのような園を選ぶといいですよ”、“どこの学童クラブがいいですよ”という相談にのられてお答えになるということなのですね。
事務局	窓口を作ることはありませんが、保育に関する一般的な預かりについてもさくら保育園については相談を受けることができるということです。
委員	これは新規事業とありますよね。関係機関との連絡調整、学童のこととかもしてもらえということですか。

事務局	おっしゃるように、今現在もそういう事業は行っているし、これからも継続していくということです。
委員	学童等その他の支援もしていただけるということですね。わかりました。
会長	ほかに何かございますか。
委員	どの項目ということではなく全体的なことなのですが、ニーズ調査と利用計画を中間市の計画として国・県に出すわけですが、めいっばいというかそれ以上の計画を立てていらっしゃると思うのです。最初に枠組みがあまりに大きいと事業の推進状況があまりよくないぞという指摘になってくるということはないでしょうか。
事務局	今回の計画で中間市が特段大風呂敷を広げたつもりはありませんし、数の推計などについてマイナスはマイナスとして出しています。特段に困るということはおそらくないと思います。実際に事業の計画の中身については、実際やっていることを継続してやっていきたいという内容の提示もございますし、全く手が届かないことを書いたつもりはございません。
会長	よろしいでしょうか。
委員	それで安心しました。前回私が申し上げたのは77ページでした。中間市が数を広げたわけではないでしょうが、私たちは自分たちが関わっているところの数が開いているかなと見えるものですから。そういうやり方で確保をやっていくと5年後も現在と変わらない状況があるのではないかという危惧があるということです。計画通りの見込みがあるということです、それはそれでいいのですが。
委員	79ページの延長保育事業についてお尋ねします。これからは延長保育事業も標準時間と短時間にわかれると思います。認定は平成27年度から行われるわけですよね。11時間対象ということですが、たとえば短時間パートタイマーの人、その人たちは延長保育扱いになるかと思うのです。そういった人は1日8時間しか利用できない。現状は11時間利用していますが、どの時間から子どもが来てもいいのか、どの時間から保育が始まるのか。このあたりの整理は事務局でお考えでしょうか。これが1つです。あと、確保の方策で“市内にあるすべての保育所で実施”とあるわけですが、今後、認定こども園ができたならばするというのを方策として、ここに認定こども園も記述していただくことかなと思います。これが2点目です。それから先ほど学童保育が6年生まで云々とありましたが、6年生まで想定して考えてよいということの確認をお願いします。また、83ページについて4の“ソフト的整備”と“ハード的整備”ということで、施設整備ということもお考えいただけるのかなと。“～整備が重要です。”と書いてありますが、それは考えていただけるのか、また、ソフト的整備は、具体的に研修だとか人材確保のための何かがあるのかなと。そういったところも疑問に感じましたので教えていただければと思います。
事務局	延長保育の時間につきましては今回の議題とはずれていると思いますので次回お話しさせていただきたいと思います。それから、確保方策については、すべての保育所で引き続き実施をしますとありますが、幼稚園が認定こども園になった場合については、そういったところにもお願いをしていただくことになると思います。学童保育は6年生までという確認でございますが、現在も6年生までの児童をお預かりできるような体制をとっております。83ページの、教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。というところでご

委員	<p>ざいます。ソフト的整備につきましては学童保育の指導員の研修などを含めてソフト的整備とさせていただきます。施設整備につきましては、整備が必要な施設がありましたら、できることはやっていきたいと考えているところでございます。</p> <p>87 ページ、第6章のところですが、1の推進体制のところですが、“本計画で示した施策を展開するためには、行政のみならず、家庭をはじめ、子ども・子育て支援に関して主体的な取組を行う市民団体～”、これはどういうことかしらと。保育所とか幼稚園などの文言はまったくないのですが、入れなくていいのかなと疑問に思いました。ぜひ入れていただきたいと思います。2の計画の進捗管理については、明確に毎年度評価するということですが、国が5年後の見直しということを行っているので、そこで確定するのでしょうか、そういったことも確認させていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>まず、推進体制の中にございます、“団体”の指しているところですが、現在の保育所、幼稚園につきましては事業者でございますので、協力を得るということではないということで、ここには入っておりませんが、委員さんの考えの中で事業者も入れるべきだということであれば、当然入れることについてはやぶさかではないと考えております。もう一つ、計画の推進にあたっては毎年でも見直しをしながら積み上げをしていくものだと考えていますので、5年後にはどうだとならないようにしていきたいと考えております。</p>
委員	<p>よろしく願います。</p>
会長	<p>その他はいかがでしょうか。 (意見なし)</p> <p>子ども・子育て支援事業計画に定める量の見込み及び確保方策につきましては、以上の内容をもって県に報告するというところでよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>この会議で出された意見を反映していただけるということですか。会長と事務局に一任して責任を持っていただくということでしょうか。</p>
会長	<p>修正点に関してはこちらで確認させていただくということでしょうか。</p>
委員	<p>よろしく願います。</p>
委員	<p>制度が変わりますのでそれに合致するように作っていないといけないという事情と、現在市内で行っているような教育保育事業、地域支援事業を推進していくことが基本であろうかと思ひ、そういうお考えもあったのですが、今の子育て環境が決して良いわけではないのです。色々問題があります。子育て事業を国・県から地方自治体の方におろして地域にあった子育て事業を考えるという広義がありますので、本市としても国の枠組みにとらわれずに、本当に子どもたちが幸せになれる独自施策があれば、事業を利用している子どもさんもこれから生まれてくる子どもさんにもいい環境になるでしょうし、またひいては本市が子育てしやすい街ということで、人口の流入等も考えられるのではないかと思います。今これで大枠決まっているのですが、ぜひ枠組みにしばられることなく環境が良くなるようなことを願ひしたいと思ひております。具体的に申しますと、臨時の保育士さんとか確保であるとか、色々な場面で落ち着いた療育環境ということで整備を増やしたらどうかとか。直近の問題というのは発達障がいの子で、特別な支援があれば小学校に入った時にずいぶん差があるので、加配をつける人件費がどうしても出ない状況の中で十分な支援が受けられないまま幼児期を送っている状況を改善していけば、本当に実のある環境ができるということをお願ひしたいと思ひております。</p>

委員	<p>現在、保護者が中間市で一番いいと思われているのは保育料だと思います。市ががんばってくださっていると思います。この制度になったからといって急激にぼんと上げることがなく、市の特色としていいと思われていることはしていただきたいなど。今日はこの話は出ていないのですが、保育時間のところとか保育料のこととか、市としてとてもがんばっていらっしゃるところを、これからもぜひお願いしたいなと思います。その確認をお願いします。</p>
事務局	<p>現在中間市につきましては 保育料軽減を国基準の7割程度で図っています。福岡県内でも3本の指に入る軽減率でございます。今後も引き続きこれを検討していきたいと考えておりますが、おっしゃったように認定こども園等にかかる費用というものも市としては改めて整合していく状況でございますが、予算の関係がございまして確実にということは申し得ませんが、努めて参りたいと思います。</p> <p>それから、資料の訂正を申し上げるのを忘れておりました。53ページ、“負担の軽減を図ります”というのは適切な表現ではございませんでしたの、“軽減に努めます”に改めさせていただきます。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。次に(2)子ども・子育て支援新制度に係る中間市の条例・規則について、事務局の方よりご説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>その前に、一つお願いがございます。先ほど話題になりました2号認定の子どもの数、不足する数等につきましては、今後の幼稚園、保育園の見込みによって自動的に変わってくるものだと思っております。つきましては、そういった状況を踏まえた上で、当方で修正をさせていただきたいと思っております。修正をさせていただくものにつきましては会長と一緒にお諮りをして確認した上で皆さんにお知らせしながら進めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。</p> <p>では、次に入ります。</p> <p>(2) 子ども・子育て支援新制度に係る中間市の条例・規則について (事務局より説明)</p>
会長	<p>ただいま、事務局よりご説明がございました。これにつきまして何かございますか。</p>
委員	<p>この条例は通っている条例ですよ。通っているようであれば変わらないかなと思うのですが、“保育の量的拡大及び質の確保”じゃなかったでしょうか。量的な問題と質の問題の両方をするというのがこの制度の趣旨であり、量的な議論だけで進んできております。前回、質の議論がなく量的な議論だけというのはありえないとお話しました。質の確保という文言がなくなっていると思いますが、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>全体にあります、質の高い幼児期の教育学校かつ保育のというところで“高い”というところは謳われていると思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>では確保ということで間違いはないということですね。</p>
事務局	<p>点の打ち方から出たご質問かもしれませんが、幼児期の学校教育、保育というのはほぼ並びでございます。ですから、質の高い幼児期の学校教育・保育、そして保育の量的拡大ということでございます。</p>
委員	<p>最後のところですが、これはほぼ国の基準と同じになっているんですね。そうしますと、新基準で中間市の基準として、保護者の希望以外では当分の間、標準を適用とあ</p>

	りますが、これは先ほどご説明いただいたのですが、11時間のことですか。
事務局	そうでございます。
委員	短時間しか保育認定がない方でも11時間OKということですか。
事務局	短時間の保育しかないかどうかということも基準として定めていかなければいけないところですが、5年間の経過措置の間は市町村が自由に設定できるようになっていますので、当分の間は11時間の保育ができる体制を作っていきたいと思っています。
委員	短時間の利用の方と標準時間の保育料は違ってきますか。
事務局	違ってきます。
委員	違ってきますが、短時間の方でも11時間OKということは、平成29年度からは消費税のからみが出てくると思うのですが、国のほうでは3時間の加配をつけるということができていると思うのです。それも勘案してそれでOKなのですね。中間市ではその分はみていただけるということですか。
事務局	短時間の方でも11時間がOKということではなく、中間市では保育の認定をうけた方は11時間お預かりができるという設定をしたいという書き方でございます。
委員	そうすると短時間も標準時間も同じように5年間はお預かりできますよということなのですね。
事務局	違います。短時間保育の設定をしないということです。保護者が求めない限りはそこに当てはめないということです。保護者が8時間しかいらぬという申し出がなければ、市としては11時間預かれる体制をとりたいということです。
委員	でも保育料が違ふと。
事務局	申し出があつて8時間しか預けませんとおっしゃった方には低い保育料をいただきます。ですが、少ない就労時間であっても11時間預かってもらいたいという方には11時間の標準の保育料をいただくということです。
委員	この数値は、保育料が関わってくるのでしっかりしていただきたいですね。
会長	その他ございませんか。
委員	これは条例ですか。条例になったら5年後に見直すことはできますか。
事務局	ご質問いただいた保育の必要性の認定に関するものに関しては規則でございますので条例ではございません。前段ご説明申し上げた3つの条例については議会の方に提出させていただきます。
委員	わかりました。
会長	その他はよろしいでしょうか。 (意見なし) 事務局から何かございますか。

事務局	<p>(3) その他</p> <p>本日お配りしました支援事業計画については、今年度中にパブリックコメントを行いたいと思っております。パブリックコメントで寄せられた案などに関しては会長とお話ししながら修正が必要な分は修正をいたしまして、委員の皆さまには後日お知らせを差し上げたいと思っております。</p>
委員	<p>パブリックコメントはいつからいつまでですか。</p>
事務局	<p>今年度中とお話ししましたが、まだはっきり決めておりません。本日出ました意見等で若干修正が必要な部分がございますので、そういった部分も含めてパブリックコメントを行いたいと思います。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。では、次回の会議について事務局よりお願いいたします。</p>
事務局	<p>次回の会議につきましては当初お話ししておりますスケジュールにそって来年2月下旬を予定しております。日程が決まりましたらご案内通知及び資料を送らせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>3. 閉会</p> <p>他に意見がございませんので、本日はこれをもちまして閉会とさせていただきます。皆さまありがとうございました。</p>